瑞宝単光章を授けるの件（三月二十八日）
瑞宝双光章を授けるの件（三月二十九日）

瑞宝単光章を授けるの件（各通）（以上三月二十七日）
西嶋名城北山和垂
（沖縄県警部補）
政敏志人
金川昇
仙田善映

瑞宝双光章を授けるの件（各通）（以上三月二十六日）
松本忠志
高岡善雄
大塚昭昌
姉帯守孝
有泉徹朗
関戸公明
（兵庫県警警視）
菊地勝
間敏夫
佐々木
野中岡西
中岡良明
宏典
坂井良男
佐藤良一

瑞宝単光章を授けるの件（以上三月二十六日）
松浦池菊
幸己國晴
谷山谷
本山男
季
蓬莱千鶴子
重也

瑞宝双光章を授けるの件（各通）
未廣忠
高橋満
多久
本
好

瑞宝単光章を授けるの件（以上三月二十五日）
永北野井
嚴厚
和夫
平杉稲
光岡井
四郎巌誠

瑞宝双光章を授けるの件（各通）
森田明吾
小木下準四郎
松裕

（国立大学法人職員）

瑞宝中綬章を授けるの件（各通）
（以上三月二十四日）
山谷富士夫
原十三一
溝渕誠
平賀
寺町一敏
（各通）（以上三月二十三日）
堀久
田正
達夫
熊澤行雄
（各通）（以上三月二十二日）
國景
吾
福
喜八

瑞宝小綬章を授けるの件（各通）（以上三月二十一日）
石井
稲井
（各通）（以上三月二十日）
田島専
（各通）（以上三月十九日）
（各通）（以上三月十八日）
（各通）（以上三月十七日）
（各通）（以上三月十六日）
（各通）（以上三月十五日）
（各通）（以上三月十四日）
（各通）（以上三月十三日）
（各通）（以上三月十二日）
（各通）（以上三月十一日）
（各通）（以上三月十日）
（各通）（以上三月九日）
（各通）（以上三月八日）
（各通）（以上三月七日）
（各通）（以上三月六日）
（各通）（以上三月五日）
（各通）（以上三月四日）
（各通）（以上三月三日）
（各通）（以上三月二日）
（各通）（以上三月一日）
玉木幸夫
福満一
西富啓一
山口博
根悦史
大矢
寺町敏
平賀誠夫
溝渕
原
光岡井
四郎巌誠
稲
福
喜八
谷富士夫
小木下準四郎
松裕
佐々木
野中岡西
中岡良明
宏典
坂井良男
佐藤良一
蓬莱千鶴子
重也
多久
本
好
永北野井
嚴厚
和夫
平杉稲
光岡井
四郎巌誠
堀久
田正
達夫
熊澤行雄
石井
稲井
田島専
山谷富士夫
原十三一
溝渕誠
平賀
寺町一敏
玉木幸夫
福満一
西富啓一
山口博
根悦史
大矢

皇室事項

信任状捧呈式

四月二十八日午後二時三十分、宮中において、新任在本邦駐在パナマ国特命全権大使リッテル・ノイアス・ゴメスの信任状捧呈式を行われた。

四月二十八日午後三時、宮中において、新任在本邦駐在アルジェリア国特命全権大使モハメッド・ベン・ベンシェリフの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十七日午後四時一分御出門、第九回みどりの式典に御臨席のため、憲政記念館（千代田区）へ行幸啓、同五時三十五分還幸啓になった。

御見舞電報

天皇陛下は、ネパール国で発生した地震につき、四月二十八日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

御見舞電報及び御答電

この度のシリア国における邦人拘束事件につき、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

モルディブ国大統領閣下
ベルギー国国王陛下
コートジボワール国大統領閣下
ウェート国首長殿下

御祝電

天皇陛下は、四月三十日スウェーデン国国王陛下の御誕生日につき、同月二十八日御祝電を発せられた。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人八田秀夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年５月１日　　横浜地方法務局

元当局所属公証人青木惺の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年５月１日　　甲府地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月１日

東北地方整備局長　縄田　　正

１　処分をした年月日　平成27年４月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　Ｈａｋｕｉ建設株式会社　鹿嶋　建人　宮城県亘理郡山元町坂元字舘下119番地Ａ　国土交通大臣許可（般－24）第24906号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年３月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

意思表示の公示送達

山形県天童市老野森１丁目１番１号
申立人　山形広域都市計画事業天童市鍬ノ町土地区画整理事業
相手方　（不明）
平成２７年（サ）第５号

上記申立人から、意思表示の公示送達の申立てがあったので、次のとおり公示送達する。

平成27年３月31日

山形簡易裁判所
裁判所書記官　鈴木　朋子

山形広域都市計画事業天童市鍬ノ町土地区画整理事業において、下記の者に対する督促状は、送付すべき相手方が不明であるため、民法第98条第１項の規定に基づき、通知の内容を下記の通り公告します。

なお、納入通知書の掲載は省略し、それらを山形簡易裁判所に保管しています。

山形広域都市計画事業
天童市鍬ノ町土地区画整理事業
施行者　天童市
代表者　天童市長　山本　信治

記

１．所有者の氏名及び住所
亡土屋榮子の相続人の氏名及び住所は不明（亡土屋榮子の最後の住所天童市大字蔵増甲909番地）
２．通知の種類、日付及び番号
督促状　平成27年３月17日都第223号
３．通知の内容
平成26年７月25日　換地処分に基づく清算金
納 期 限　平成27年５月29日
督促金額　17,484,390円
内　　訳　清算元金
土地区画整理法第110条により督促します。
上記督促金額を、納付書に記載してある当市指定金融機関及び収納代理金融機関へ納めてください。
指定納期限までに上記督促金額を完納しないときは、指定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて督促金額（100円未満切り捨て）に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額を延滞金として加算して納付しなければならなくなるほか、国税滞納処分の例により財産の差押えを受けることになります。
注　この督促を受ける前に納入済みの方は、行き違いとなりますのでご了承願います。
４．教示
この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、山形県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６か月以内に、天童市を被告として取消訴訟を提起することができます。